

相互扶助制度の運用に関する 詳細事項の検討について

2021年2月8日

電力広域的運営推進機関 運営委員会

前回の振り返りと今回の実施事項

【審議事項】

1. 相互扶助の対象となる災害の判断について
2. 相互扶助の対象となる費用の判断について
3. 拠出金および積立基準額の決定について

【報告事項】

4. 円滑な申請手続きに係る各種取り決め

【その他】

5. まとめ

前回の振り返りと今回の実施事項 ～委員会の議題について～

- 第1回運営委員会では、災害復旧に係る費用の一部を交付する相互扶助制度を運用するにあたり必要となる、規程類に係る業務フローと業務フローに関する重要項目（積立基準額・拠出金、申請・交付業務）についてご審議頂いた。
- 本日の第2回運営委員会では、業務フローに関する詳細項目として、事業者が申請する際における具体的なルール（運用要領に記載する災害基準、対象費用）と、国からの通知に基づき拠出金および積立基準額を理事会にて決議することに関し、ご審議頂く。

	開催 時期	議 題	
		概 要	審議、報告事項
第1回 委員会	12/10	<ul style="list-style-type: none"> ○本委員会の設置 ○制度の概要説明 ○業務フローのご説明 ○重要項目の審議、報告 	<p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務フローについて ○業務フローに関する重要項目について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積立基準額及び拠出総額について ○交付について
第2回 委員会	2/8	<ul style="list-style-type: none"> ○運用に関する詳細事項の検討 	<p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相互扶助の対象となる災害の判断について ○相互扶助の対象となる費用の判断について ○拠出金および積立基準額の決定について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○円滑な申請手続きに係る各種取り決め
第3回以降の 委員会		実務を踏まえ適宜開催	

委員のみなさまからの主なご意見

○申請順である申請主義であるということをやっていくと、とにかく不十分であっても申請をしましようというマインドになりはしないかというところはやや気になる。結果として不十分な申請に基づいて先に枠を取ってしまった事業者が、その後の事業者の審査に時間を要してしまうという事態を招いたときに、適切な資料を準備した事業者の申請の処理が遅れてしまうというような場合には不公平が生じてしまうということが懸念される。

○（相互扶助に該当する災害基準について）特に今回は発災前も要件を満たす場合があるとのことだが、その場合はどのタイミングで申請ができるのか、ということが重要になってくると思う。この辺りは具体的に業務フロー等を決めていく過程で検討することかと思うが、そういった点もご考慮いただいた方がよろしいかと思う。

○（証憑のやり取りも含めた申請の方法について）標準化されていないような形なのかといった懸念があり、それがあまり煩雑だと、請求することが面倒なので支援にいけないようなことがあると逆に問題であり、そこが少し心配ではある。

審議事項

審議項目の一覧

論点一覧

カテゴリー	論点	審議事項	論点
1. 災害の判断について	①	発災前の要件となる、非常に強いまたは猛烈な台風として扱われている中での台風進路は、48時間先までの暴風域に入る確率（70%）でよいか。	風の強さと発災は因果関係があると想定されることから、「暴風域に入る確率」を基準とし、「暴風域に入る確率」が48時間先までに70%を越える地域に電力供給エリアが含まれる場合を交付対象とすることによいか。
2. 費用の判断について	②	相互扶助の交付対象となる費用項目について、下表（スライド13）の通りの定義でよいか。	レジWGにて整理された区分を基に、カテゴリーごとの定義と想定される具体的な費用項目についてご審議頂きたい。
	③	資機材の交付対象については、災害時連携計画の仮復旧手順にある資機材及び工法によるものを基本とし、災害時連携計画にないものは、申請者よりその説明を受けて、判断することとしてよいか。	レジWGにて、「資機材については、他電力等からの応援費用に係るもの及び仮復旧費用であることが明らかなもののみが対象」と整理されており、応援事業者は全て対象費用と認められるが被災事業者は仮復旧費用であることが明らかでなければ対象とはならないため、その判断基準を明確にしたい。
	④	仮復旧を行うために必須となる地方自治体等から要請（PCR検査等）に対応する費用は交付対象とすることによいか。	コロナ禍において、様々な要請が出てくる可能性も考えられ、必須となる要請への対応が復旧の妨げとならないよう配慮する必要がある。
	⑤	停電を起こさぬように信頼度を確保すべく行った仮復旧費用等に関しても、交付対象とすることによいか。	停電していなくとも、電力供給を維持し、停電を起こさぬように信頼度を確保すべく行った仮復旧費用等に関しても、交付対象としたい。
	⑥	被災事業者が委託契約等により対応する場合の交付対象は、その対応が仮復旧への対応であることが明確なものについては全額を対象としたい。ただし、仮復旧であることが不明確な委託契約については99%停電解消となった日までの日割りとしてよいか。	応援事業者の委託契約は新規も既存も全額費用対象だが、被災事業者の既存委託契約は、委託開始日もしくは停電発生日の遅い方から99%解消となる日までの期間とする。
3. 拠出金および積立基準額の決定について	⑦	2021年度～25年度の拠出金および積立基準額に関しては、今後、国から通知される金額を踏まえ設定する旨を本委員会にてご了承いただき、正式な金額は理事会にて決議させて頂くことによいか。	正式な金額は理事会にて決議するものの、その額は国から通知される金額を踏まえて設定するものであることから、2021年度～25年度の拠出金および積立基準額の具体的な額に関しては、委員会の審議事項とせず、理事会にて決議することによいか。

1. 相互扶助の対象となる災害の判断について ～経緯～

【今までの経緯】

■ 相互扶助制度に該当する災害基準に関しては、2020年6月16日開催の電力レジリエンスWG（以下「WG」という）にて、相互扶助の対象となる災害の基準を定める観点とガイドラインが示された。

<第11回 電力レジリエンスワーキンググループ資料より抜粋)>

①相互扶助制度の対象となる災害の基準について(1)

- **本制度は**、復旧に係る応援規模・期間が大規模・長期化することに伴い、他電力からの応援費用や、仮復旧作業といった、**停電からの早期復旧を優先するために生ずるコストが増大することに備えるべく、災害を全国大の課題として捉えるのが創設の趣旨**である。
- この趣旨を鑑みれば、**本復旧と仮復旧を比較した場合に、全体の復旧速度に大きな差異が生じないような小規模な災害の被害に対して本制度を適用することが妥当ではない**と考えられる。
- この点について、事前に一定の基準を整備する方法や、事後検証の仕組みを構築する方法等を、いずれが有効であるかについて本WGにおいて御議論いただいた結果、**事前の基準を設けることに加え、基準に適合しない案件であっても、被害状況等を鑑み、事後検証を実施し、制度の適用可否を判断する仕組みを構築することが妥当と整理された**ところ。
- 事前の基準として、具体的には、**以下を、対象となる災害の基準を定める観点**としてはどうか（次ページに詳細を記載）。
 1. 応援が必要な大規模停電の発生を予見するものとして**災害の大きさ**
 2. 相互扶助制度が必要となるような応援の規模を示す**費用の額の大きさ**
 3. 政策的な判断としての**国や電力広域機関からの要請の有無**

35

①相互扶助制度の対象となる災害の基準について(2)

- **災害基準案（いずれかの判断タイミングにおいて、要件を満たす場合、本制度の対象とする）**

判断タイミング	適用要件
発災前	<ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合 ✓（台風）非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合 ✓（災害共通）大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発令された場合 ✓（災害共通）国や電力広域機関からの要請があった場合
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合 ✓（災害共通）停電軒数10万戸以上 ✓（台風・豪雨）最大風速^{*1}40m/s以上が観測された場合 ✓（台風・豪雨）1時間降水量が80mm以上を観測した場合 ✓（地震）最大震度6弱以上を観測した場合 ✓（災害共通）国や電力広域機関からの要請があった場合
事後	<ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下に該当する場合 ✓（災害共通）相互扶助制度の対象費用が5億円以上、あるいは年間想定需要（kWh）×1銭以上 <p>※上記の災害要件に該当しない場合でも、基準に準ずる災害と事後検証の結果、認められた場合</p>

*1 最大風速…10分間平均風速の最大値

36

- 国のWGにて整理された災害基準要件に基づき、その具体的判断材料を以下の通りまとめた。判断材料としては、気象庁の他、より詳細なデータがとれるよう、民間気象会社を判断材料とすることも認めることとしている。
- ただ、48時間先までの予想進路に関しては論点となるため、次頁にてご審議頂く。

判断 タイミング	WGにて整理された事項（災害基準要件）	具体的判断材料（今回検討）
発災前	● 電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合	—
	・（台風）非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路（※1）に電力供給エリアが入る場合	・気象庁データ他 （※1）次頁の論点①で議論
	・（災害共通）大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合	・気象庁データ他
	・（災害共通）国や電力広域機関からの要請があった場合	・書面、メール、電話等による要請
発災直後	● 電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合	—
	・（災害共通）停電軒数10万戸以上	・事業者が公表する最大供給支障軒数
	・（台風・豪雨）最大風速*40m/s以上が観測された場合 *最大風速：10分間平均風速の最大値	・気象庁データ他
	・（台風・豪雨）1時間降水量が80mm以上を観測した場合	・気象庁データ他
	・（地震）最大震度6弱以上を観測した場合	・気象庁データ他
・（災害共通）国や電力広域機関からの要請があった場合	・書面、メール、電話等による要請	
事後	● 電力供給エリアにおいて、以下に該当する場合	—
	・（災害共通）相互扶助制度の対象費用が5億円以上、あるいは年間想定需要（kWh）×1銭以上	・事業者が申請する対象費用 ・供給計画の年間想定需要（使用端）
	※上記の災害要件に該当しない場合でも、基準に準ずる災害と事後検証の結果、認められた場合	・国と協議（必要があれば国の審議会等でも審議）の上、理事会で決議

論点①

【ご審議事項】

発災前の要件となる、非常に強いまたは猛烈な台風として扱われている中での台風進路は、48時間先までの暴風域に入る確率（70%）でよいか。

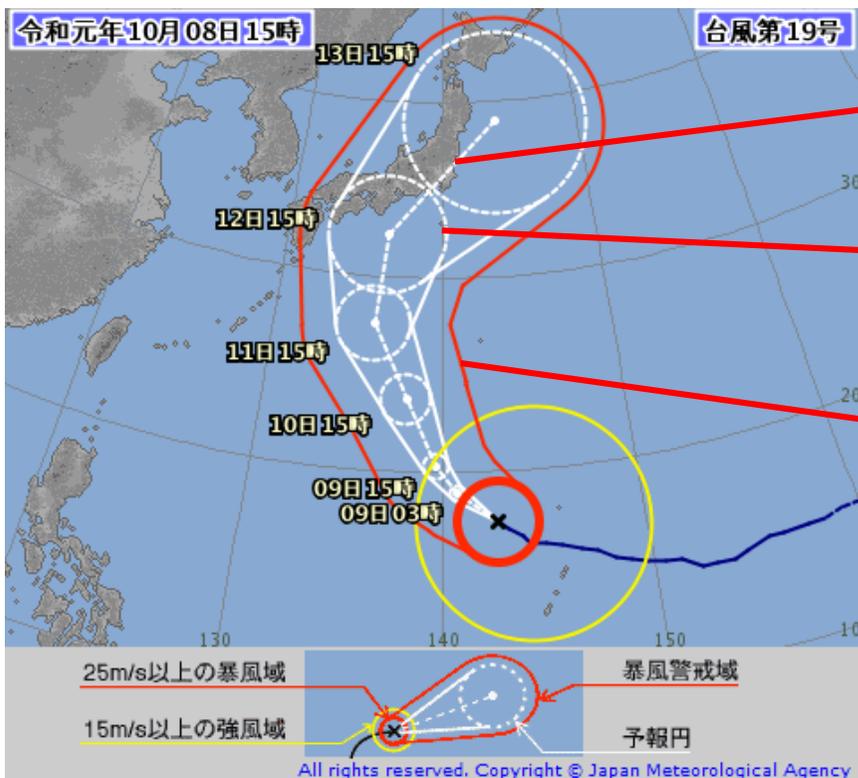
■ 中心線では多くの台風は中心線より右側が風が強く、発災の可能性が高いにも関わらず、そのエリアを対象とできない。しかし、③案及び④案の予報円及び暴風警戒域では、発災の可能性が低くても、広く対象となる。

■ そこで、風の強さと発災は因果関係があると考えられることから、「暴風域に入る確率」を基準とし、かつ、災害対応の最中、可視化されていて、確認が容易で、発災の蓋然性が高い70%を確率として採用し、スライド10右下のグラフにある「暴風域に入る確率」が48時間先までに70%を越える地域に電力供給エリアが含まれる場合、交付対象としてはいかがか。

	①案	②案	③案	④案
予想進路の定義	中心線	暴風域に入る確率 70%の範囲	予報円	暴風警戒域
対象範囲	狭い ← (相互扶助の対象と判断されにくく 被災の確度は相対的に高い)			→ 広い (相互扶助の対象と判断されやすく 被災の確度は低い)
メリット	・台風の進路としての蓋然性が高く、応援の必要性があるエリアに特化した対応が取ることができる	・風の強さと発災は因果関係があると考え、暴風となる確度を考慮して判断することができる。	・台風の進路としてある程度蓋然性が高く、応援の必要性があるエリアへの対応が可能となる	・風の強さと発災は因果関係があると考え、暴風となる可能性のあるエリアを対象とすることができる。
デメリット	・多くの台風は中心線の右側が風が強く、災害の確率が増す範囲が対象とならない虞がある。	・暴風域に入る確率70%では48時間先までの範囲が入らないことがあるため、災害基準の範囲に入るタイミングが少し遅れる虞がある。	・あくまで、台風の中心が到達する場所を示すもので、風の強さを示すものではなく、発災との因果関係が弱い。	・気象庁で可視化されるのは24時間先もしくは5日先までとなり、48時間先までに絞った判断ができない。また、確度が低くても対象となる。

1. 相互扶助の対象となる災害の判断について ～台風の予想進路～

- 発災前に相互扶助の対象となる災害基準要件として、「非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合」とあるが、この予想進路を定義しておく必要がある。
- 台風の予想進路として、一般的に考えられる予想進路としては、「中心線」、「予報円」、「暴風警戒域」という考え方があり、これらの範囲に入ったエリアが対象エリアとする考えができる。



中心線（予報円の中心を結ぶ線）

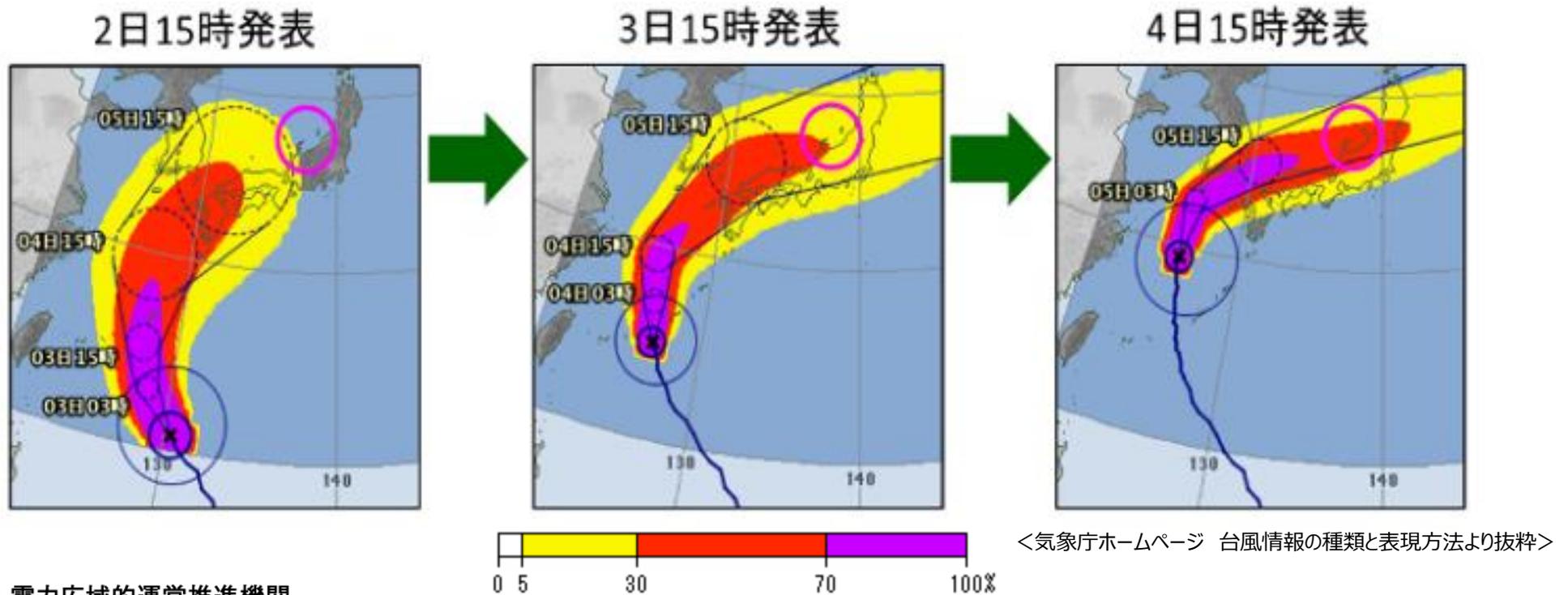
予報円（台風が中心が到達すると予想される（70%）範囲）

暴風警戒域（台風が中心が予報円内に入った場合に暴風域に入る可能性のある範囲。24時間以内と5日先までを、それぞれ表示可能）

（注）暴風域とは、風速（10分間平均）が25m/s以上の暴風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲。黄色は風速（10分間平均）が15m/s以上。

<気象庁ホームページ 台風情報の種類と表現方法より抜粋>

- 下の図は、暴風域に入る確率の推移を表している。予想される台風の進行方向では、台風が近づくにつれて確率が高くなっていく。
- 気象庁のホームページで分布図として表示されるのは、確率5%以上、30%以上、70%以上の3通り。ただし、前スライドのグラフを確認することで、別の確率を閾値とした判断も可能。
- 下の図のようなケースでは、確率30%以上だと48時間先の台風の位置より先の暴風域まで範囲に入り、70%以上だと、範囲に入らないといったことも考えられる。



2. 相互扶助の対象となる費用の判断について ～これまでの経緯～

＜これまでの整理：電力レジリエンスWG（2020年6月16日開催）資料より抜粋＞

対象費用の範囲については、同WGでは以下の整理がされている

- 対象費用としては、停電からの早期復旧に資する費用として、以下の2種類が整理された
- ① 他電力等からの応援に係る費用
- ② 本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用
 （②仮復旧費用については、本復旧との線引きが難しいものが存在することから、一定の基準の詳細設計が必要とされた）

対象となる費用	理由等
① <u>他電力等からの 応援費用</u>	✓ 応援の規模を抑制した結果、復旧作業が遅延することは好ましくないため。
② (1) 仮復旧費用 (<u>電源車等関連費用</u>)	✓ 電源車等の移動発電機は被災地域における早期通電に最も有効な手段であり、仮復旧費用と当然に考えられるため。
② (2) 仮復旧費用 (<u>資機材費用</u>)	✓ <u>本復旧費用と明確に区別可能なもの（資機材）は、本復旧費用は対象外。</u>
② (3) 仮復旧費用 (<u>上記以外</u>)	✓ <u>仮復旧と本復旧と明確に区別できないもの（労務費等）は、切り分けなどの煩雑な作業が必要となり、迅速な停電復旧のためという制度の趣旨に反しかねないことから、停電発生またはピーク日から99%停電復旧日までを対象。</u>

*1 中小企業金融に対する信用保証協会の責任共有制度や貿易保険は過去を含めて1～2割に設定、医療保険は1～3割に設定等

4

論点②

【ご審議事項】

相互扶助の交付対象となる費用項目について、下表の通りの定義でよいか。

(費用の基本的な考え方)

応援事業者：応援事業者が行う作業は、基本的に仮復旧であり、すべて交付対象。

被災事業者：仮復旧費用と明確に示すことができるものは、すべて交付対象。

本復旧費用との区別が難しいものは、99%停電復旧までに要した費用が、交付対象。

No.	費用項目	応援	被災	定義
	共通			原則として、証憑の取れる費用、内容を証明できる費用を対象とする。
1	時間外労務費・日当	○	○	<p><共通>・時間外労務費：災害対応の業務に専念した社員、災害対応の業務に携わった社員及び発災前における事前準備に携わった社員が対象</p> <p>・日当：各事業者の旅費規程の内容に準ずる</p>
2	資機材の材料費・輸送費	○	○	<p><応援>・応援で要した費用、全額を対象とする</p> <p><被災>・仮復旧であることが、明らかなもののみが対象</p>
3	人員の移動・宿泊費	○	○	<p><共通>・自宅あるいは勤務先と作業従事場所間の移動のほか、作業従事場所から宿泊施設あるいは別の作業従事場所間の移動も対象とする。</p> <p>・宿泊費については原則として各社の旅費規程による。</p>
4	電源車等の燃料・移動・点検費	○	○	<p><共通>・電源車等の関連費用はすべて交付対象とする。</p> <p>・移動費については例えば、高速道路等を利用した場合にはETCカードの履歴等により移動費用が明確に分かるもの。</p> <p>・自エリアの待機場所と作業従事場所間の往路・復路のほか、作業従事場所から別の作業従事場所に移動する場合の費用も対象とする。</p> <p>・発電のために要した燃料費のみならず、移動のために使用した燃料費も対象とする。</p> <p>・発災前における事前準備費用。電源車等を事前配置し使われなくても費用として認める。</p>
5	委託費	○	○	<p><応援>・応援にかかった委託費用は全て交付対象</p> <p><被災>・仮復旧への対応であることが明確な委託契約は、全額を対象とする</p> <p>・仮復旧とその他の区別が明確でない委託契約は、その委託事業者が当該期間（99%停電解消）に要した費用を対象。</p>
6	迅速な停電復旧に資する費用	○	○	<共通>・被害箇所の巡視や倒木処理に関する費用
7	その他他電力応援に必要な費用	○	-	<p><応援>・災害対応のために現地調達した事務用品、作業員の飲食代等が該当する。</p> <p>・飲食代など、旅費規程及び協力会社との契約により、支給が契約の中に含まれている場合には、対象外とする。</p>

論点③にて一部審議

論点⑥にて一部審議

<これまでの整理：電力レジリエンスWG（2020年6月16日開催）資料より抜粋 >

（参考）対象費用の具体的な項目について

- 相互扶助制度の対象については、以下のような費用項目を想定。

1. 時間外労務費・日当
2. 資機材の材料費[※]・輸送費
3. 人員の移動・宿泊費
4. 電源車等の燃料・移動・点検費
5. 委託費
6. 迅速な停電復旧に資する費用（被害箇所の巡視や倒木処理等）
7. その他他電力応援に必要な費用

※資機材については、他電力からの応援費用に係るもの及び仮復旧費用であることが明らかなもののみが対象。

WGで整理された区分	応援	被災	考えられる項目	計算根拠
1. 時間外労務費・日当	○	○	時間外労務費	・被災及び応援事業者の規程で計算
			日当	・被災及び応援事業者の規程で計算
2. 資機材の材料費・輸送費	○	○	仮復旧に必要な資材	・実費(領収書)
			仮復旧に必要な機器のリース代など	
			トラック、フェリー、ヘリコプター輸送代（各種物資）	
			レッカー車輸送代（故障車両）	
			ガソリン代（応援事業者のみ対象）	
			高速代	
3. 人員の移動・宿泊費	○	○	宿泊費（被災及び応援事業者の旅費規程に基づく）	・被災及び応援事業者の規程で計算
			出張旅費（被災及び応援事業者の旅費規程に基づく）	
			トラック、フェリー、ヘリコプター、タクシー代	・実費(領収書)
			レンタカー代	
			ガソリン代（応援事業者のみ対象）	
			高速代	
			レンタル布団代	
			バス運行（送迎）	
			代行運転費用	・実費(領収書)（地方自治体等より要請を受けた場合）
			宿泊キャンセル代	
			新幹線等キャンセル代	
			P C R 検査（往復ともに対象）	
			その他費用	

WGで整理された区分	応援	被災	考えられる項目	計算根拠
4. 電源車等の燃料・移動・点検費	○	○	ガソリン代	・実費(領収書)
			高速代	
			簡易発電機用燃料 (ガソリン・軽油・オイル等)	
			その他費用	
5. 委託費	○	○	協力会社委託費	・契約書に基づき計算
6. 迅速な停電復旧に資する費用	○	○	・迅速な停電復旧を行う前段階として必要な被害箇所の巡視や倒木処理費用	・実費(領収書)
			その他費用	
7. その他電力応援に必要な費用	○	-	虫除け・防虫スプレー	・実費(領収書)
			手拭きティッシュ	
			体拭きウェットティッシュ	
			トイレトペーパー	
			ゴミ袋	
			タオル	
			その他消耗品	
			氷	
			塩飴	
			衛生関係品 (消毒液・除菌・消臭剤)	
その他費用				

論点③

【審議事項】

資機材の交付対象については、災害時連携計画の仮復旧手順にある資機材及び工法によるものを基本とし、災害時連携計画にないものは、申請者よりその説明を受けて、判断することとしてよいか。

■ 国のレジWGにて、「資機材については、他電力等からの応援費用に係るもの及び仮復旧費用であることが明らかなもののみが対象」と整理されており、応援事業者は全て対象費用と認められるが被災事業者は仮復旧費用であることが明らかでなければ対象とはならない。

■ しかし、資機材を品目で判断しようとする、仮復旧のみならず本復旧にも使われる品目が大半となり、実際に仮復旧として使われた資機材に対して、その対象が非常に限定的となる。

■ そのため、資機材の交付対象については、災害時連携計画の仮復旧手順に記載の資機材及び工法によるものを基本とし、工法の適用箇所数、資材別の単価および使用した資機材の種類別の総量をエビデンスとして、対象の判断をすることとしてはいかがか。

■ なお、災害時連携計画の仮復旧手順に記載のないものについても、申請者からの個別の説明（複数箇所適用の場合には代表例等）により、広域機関にて仮復旧費用と明確に判断できるものについては、対象とするとともに、運用要領に当該工法を記載し、以降の申請時の効率化を図る。

案	内容	メリット	デメリット
①案	資機材のホワイトリストを作成し、リスト以外は対象外とする	仮復旧費用であることが明らかであり、厳正な判断が可能となる。	対象が非常に限定的となる。
②案	災害時連携計画の仮復旧手順にある資機材及び工法を基本とし、災害時連携計画にないものは、申請者よりその説明を受けて判断する。	仮復旧費用として、より実態に近い費用が対象となる。	大規模災害で、個別の説明が多く発生すると確認作業に時間を要する可能性がある。

- 電気事業法にもとづき、災害等による事故が発生した場合における電気の安定供給を確保するため、一般送配電事業者が共同で、一般送配電事業者間及び一般送配電事業者と関係機関との連携に関する計画（災害時連携計画）を作成し、広域機関を経由して経済産業大臣へ届出したもの。
- より迅速な復旧に向けて、「一送間の共同災害対応」、「復旧方法、設備仕様などの統一化」、「各種被害情報や電源車の管理情報等を共有する情報共有システムの整備」などが記載されている。
- 特に大規模災害時の相互応援は、応急送電の迅速化を主眼に仮復旧とする方針を統一し、工法は、応急送電に最低限必要な電柱倒壊、電線断線の仮復旧方法を精査・統一した。

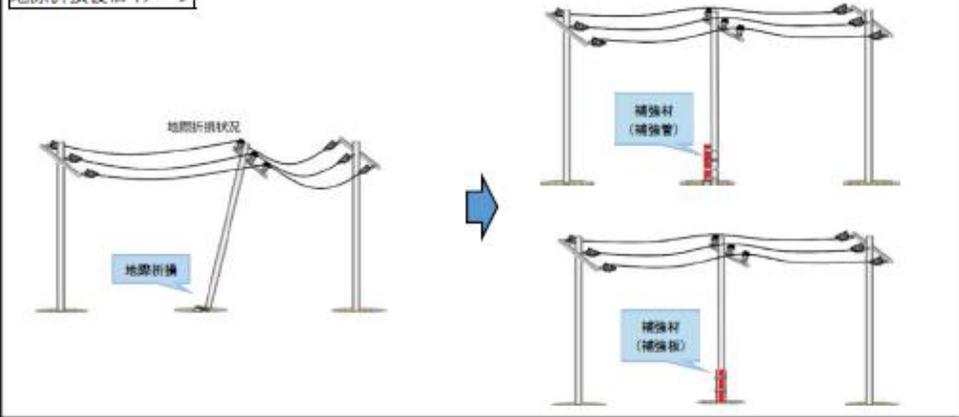
<連携計画【別添5-3】相互応援マニュアル_別紙2_仮復旧手順 より抜粋>

2 仮復旧方法

補強材[®]を用いた添柱補強により仮復旧する。

※副木・腕金・鋼鉄製補強管・補強板 等、総じて「補強材」と呼ぶ。

地際折損復旧イメージ



3 車両・工具・材料

車両：高所作業車、穴掘機柱車

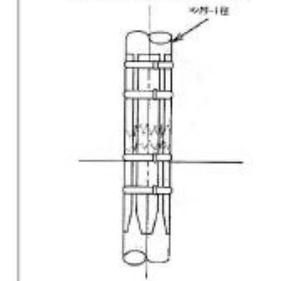
工具名	数量	材料名	数量
ハンマー(大、小)、スコップ、レバーブロック(仮締用)、チェーン(電柱固定用)、カッター(鉄筋切断用)、玉掛けワイヤ、ラチェット、スパナ 等	一式	補強材 自在バンド、アームタイバンド 防護シート 等	一式

<補強材による添柱補強例>

■補強管を用いた工法



■補強板を用いた工法



論点④

【審議事項】

仮復旧を行うために必須となる地方自治体等から要請（PCR検査等）に対応する費用は交付対象とすることによいか。

- 被災エリアや災害復旧現場に入る際などに、現地の地方自治体等からの要請（PCR検査等）があれば、対応せざるを得ず、また、被災事業者のエリアから応援事業者のエリアに戻ってきた際なども同様である。
- PCR検査等を想定すると、コロナ禍において、このような要請が多く出てくる可能性も考えられ、要請への対応が復旧の妨げとならないよう配慮する必要がある。
- そのため、仮復旧を行うために必須となる地方自治体等から要請（PCR検査等）に対応する費用は交付対象とすることによいか。

案	内容	メリット	デメリット
①案	仮復旧を行うために必須となる地方自治体等から要請（PCR検査等）に対応する費用は交付対象とする。	復旧作業の着実な実施に資する。 	交付費用が大きくなる。 
②案	地方自治体等から要請される事項は各社負担とし、相互扶助の交付対象としない。	交付費用が小さくなる。 	復旧作業を自重させる方向に働く虞。 

論点⑤

【審議事項】

■ 停電を起こさぬように信頼度を確保すべく行った仮復旧費用等についても、交付対象とすることによいか。

■ 停電からの早期復旧のために行った仮復旧費用は、当然、交付対象となると考えられる。しかし、停電がなくとも、例えば、電線はつながっていて電気は送られているものの、鉄塔や配電柱に異常があり、仮復旧を行わないと、のちに停電を引き起こすこととなる場合もある。

■ また、電源に繋がる送電線等についても、このような設備が損壊することで、調整力・供給力が不足すれば停電に繋がる虞もある。

■ 停電していなくとも、電力供給を維持し、停電を起こさぬように信頼度を確保すべく行った仮復旧費用等についても、交付対象としたいが、いかがか。

案	内容	メリット	デメリット
①案	停電を起こさぬように信頼度を確保すべく行った仮復旧費用等についても、交付対象とする。	本復旧までの間、電力供給の信頼度維持に寄与し、停電発生回避につながる。	交付費用が大きくなる。
②案	発生している停電を解消するためにかかった費用のみを交付対象とする。	仮復旧の定義を厳格化し、最低限の交付となる。	本復旧に至るまでの間、電力供給の信頼度が維持されず、停電発生の可能性が高くなる。

2. 相互扶助の対象となる費用の判断について ～委託費～

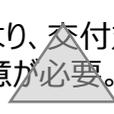
論点⑥

【審議事項】

被災事業者が委託契約等により対応する場合の交付対象は、その対応が仮復旧への対応であることが明確なものについては全額を対象としたい。ただし、仮復旧であることが不明確な委託契約については99%停電解消となった日までの日割りとしてよい。

■被災事業者が、災害の復旧に際し、委託契約により対応する場合、仮復旧への対応であることが明確なものや、仮復旧部分の区分けが明確に可能なものについては、その分について、全額を対象としたいがいかがか。

■ただし、仮復旧とそれ以外の区分けが明確にできない委託契約（本復旧と仮復旧を包含した内容の契約等）については、99%停電解消となった日までの日割りとしていただきたいがいかがか。

案	内容	メリット	デメリット
①案	仮復旧への対応であることが明確なものについては全額を対象とし、不明確な委託契約については99%停電解消となった日までの日割りとする。	委託形態毎に実態に合った交付を行うことができる。 	契約内容により、交付対象が変わってしまい、注意が必要。 
②案	委託契約については99%停電解消となった日までの日割りとする。	資機材以外の交付の取り扱いと平仄が取れる。 	99%停電解消後も鉄塔等の仮復旧作業が長期化する場合、交付対象から外れてしまう。 
③案	委託契約については全額を対象とする。	委託会社の実施事項が限定されず、流動的に動ける。 	契約形態によっては、本復旧費用等が多く含まれてしまう。 

3. 拠出金および積立基準額の決定について

論点⑦

【審議事項】

■ 2021年度～25年度の拠出金および積立基準額に関しては、今後、国から通知される金額を踏まえ設定する旨を本委員会にて、ご了承いただき、正式な金額は理事会にて決議することでよいか。

■ 第一回の運営委員会にて、積立基準額及び拠出金の設定は委員会の審議事項（改定期・見直し時のみ）とされ、また、2021年度～25年度に関する積立基準額及び拠出総額については、算出に必要な情報を国から提示を受けた上で、理事会において正式に決定することで進める事と整理された。

■ しかし、規程類が認可前であるなか、各事業者に拠出金額を請求する時期は翌年度以降速やかに行う必要があることから、2021年度～25年度の拠出金および積立基準額に関しては、本委員会にて、通知予定の国から提示される内容をご承認いただき、正式な金額は理事会にて決議することでいかがか。

第一回運営委員会資料<9頁>

2 業務フローに関する重要項目について ～①積立基準額・拠出金設定に関する決裁フローについて 9

論点⑦

【ご審議事項】
積立基準額及び拠出金の設定は、委員会の審議事項（改定期・見直し時のみ）としたい

■ 国のシシWGでの審議では、拠出金等の改定期は5年に一回行い、積立金が大幅に不足した時などは別途見直しを行うこととされている。その内容に従い、本委員会では、改定期・見直し時に審議を行うこととし、それ以外では、本委員会では審議せず、理事会にて決議すること（②案）としたいが、いかがか。

案	内容	メリット	デメリット
①案	変更の有無に関わらず、積立基準額・拠出金設定の都度、毎回、委員会にて審議し、理事会にて決議する。	委員会での審議により透明性が高まる。	金額に変更を毎回委員会を開催することの必要性が大きい。
②案	積立基準額・拠出金の改定期・見直し時に委員会にて審議し、理事会にて決議する。	委員会での審議により透明性が高まり、改定期のみの審議とすることにより、より、論点を絞った審議ができる。	特になし
③案	積立基準額・拠出金設定に対して、委員会では審議せず、理事会にて決議する。	手続きの簡素化	委員会を通さないため、透明性にやや欠ける

第一回運営委員会資料<17頁>

3. 積立基準額及び拠出総額について：（2）拠出総額及び積立基準額の決定方法 17

【構築小委における、2021年度～25年度の拠出総額に関する考え方】

■ 最初の5年間（2021年度～25年度）の拠出総額算出に関する考え方として、「（1）毎年発生する災害への対応分」と「（2）数年に一度発生する大規模災害への対応分」とに分け、拠出総額は年間約60億円とされている。

（1）毎年発生する災害への対応分については、災害復旧修繕費実績（約38億円/年）の約4割と想定し約15億円/年
（2）積立基準額が約90億円の場合、全国大では2年に1回程度発生していることから、2年間で積み立てるとすると約45億円/年

■ ただし、現行料金制度下（新託送料金制度改定前）における2021年度～22年度に関しては、現行料金に含まれる各社の災害復旧修繕費（10社総額：年間約25億円）の内数を基に算出し、10億円/年とされている。

■ ただし、現行料金制度下では交付の実績もまだなく、金額を算出する根拠となる額も正確に出すことが難しいため、構築小委で提案された額を基本としつつ、算出に必要な情報については国から提示を受けた上で、理事会において正式に金額を決定することで進めたい

（構築小委での提案通りの額の場合）

○ 拠出総額 : 2021年度～22年度は10億円、2023年度～25年度は約60億円
○ 積立基準額 : 2021年度～25年度は約90億円

■ なお、2026年度以降の拠出総額及び積立基準額の決定に関しても同様に、算出に必要な情報については国から提示を受けた上で、理事会において正式に金額を決定することで進めたい

報告事項

4. 事務手続きにおいて取り決めておくべき事項

- 運用要領と共に、災害等復旧費用申請書のひな型（下記参照）を本機関のホームページに掲載する。
- 災害等復旧費用申請書には、申請者の情報のほか、申請対象費用、災害事象、仮復旧終了日、追加申請の有無などを記載の上、提出する。

災害等復旧費用申請書〈見本〉

申請日：(西暦) 年 月 日				
災害等復旧費用申請書（初回）				
電力広域的運営推進機関 理事長 金本良嗣 殿				
件名				
商号または名称	(フリガナ)			
代表者氏名	(フリガナ) 役職 氏名			
本店所在地	(フリガナ) 〒			
代表電話番号				
郵便物送付先住所・氏名	(フリガナ) 〒			
<small>(本店と同じ場合は記載不要)</small>				
事業者種別	<input type="checkbox"/> 一般送配電事業者 <input type="checkbox"/> 送電事業者			
担当者の 所属・役職・ 氏名・連絡先	① 所属・役職			
	フリガナ		電子メールアドレス	
	氏名		電話番号	
	② 所属・役職			
	フリガナ		電子メールアドレス	
	氏名			
申請対象費用額				
交付額				
<small>(※1 上記の1割)</small>				
※1：1円未満切り捨て				

災害事象	該当理由	<input type="checkbox"/> 発災前 <input type="checkbox"/> 発災直後 <input type="checkbox"/> 事後
	事象	
	仮復旧終了日	
追加申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無し	
追加申請予定日		
<small>(追加がある場合)</small>		

- 相互扶助制度は託送料金にて賄われているため、交付申請される額は厳正に審査されるべきであり、原則として、全ての項目に対しその金額の根拠（証憑）を求める必要があると考える。
- しかし、一方において、あまりに原則の審査方法に拘るあまり、被災事業者の申請準備に大きな負担をかけ、本来の趣旨である停電からの早期復旧業務に支障をきたすことがあれば本末転倒ともなることも懸念される。
- 金額に対しては根拠（証憑）を求めるという原則の考えは変えないものの、実際の業務を鑑み、下記のような申請手続きが早期化できる取り組みとする。

申請手続きの一部簡素化に対する取り組み

① 応援事業者と委託事業者分の証憑は広域機関への提出不要

- ・現状からの大幅な業務負担の増とならないよう、他電力応援及び委託事業者にかかる費用の証憑として詳細なエビデンスの提出を基本的に求めない。
- ・ただし、詳細な内訳の確認が必要となった際、提出できるよう応援及び委託業者には証憑の保管は求める。

② 仮復旧作業で用いた資機材は、全体の品目毎での提出を認める。

- ・仮復旧作業の明細は、個別の現場毎の使用数を求めず、全体の品目毎での提出を認める。
- ・作業の工法が連携計画の手順書にのった工法が確認するためのエビデンス（作業写真など）は求めない
- ・工法の適用箇所数、資材別の単価および使用した資機材の種類別の総量をエビデンスとする。（論点③）
- ・災害時連携計画の仮復旧手順に記載のないものについては、申請者からの個別の説明（複数箇所適用の場合には代表例等）により、広域機関にて仮復旧費用と明確に判断できるものについては、対象とし、運用要領に後日記載することで、以降の申請においては更なる簡素化を目指す。（論点③）

【取り決め事項①】

■ 災害基準要件を満たしかつ停電が発生しなかった場合、エビデンスで災害基準の該当が確認できる日の翌日から、申請開始とすることとする。

■ 停電が発生した場合、停電解消99%時点で仮復旧終了日とし、その翌日から申請開始となるが、災害基準要件を満たしかつ停電が発生しなかった場合の申請開始日に関する規定は、前回の委員会ではお示しできていなかった。

■ そこで、災害基準要件を満たしかつ停電が発生しなかった場合の申請開始日に関しては、申請者から提出のエビデンスで災害基準の該当が確認できる日の翌日から、申請開始とすることとする。

【取り決め事項②】

■ 申請不備等による審査に時間がかかる場合には、審査順を入れ替えることとする。

■ 交付審査は申請を受付けた順に開始し、交付決定を行う。

■ しかし、それでは、申請書類の確度より申請スピードが優先されてしまい、時間をかけ適切な資料を準備した事業者の審査が遅れてしまうという不公平が生じてしまう虞がある。

■ また、被災事業者の申請の申請期限（6カ月間）を超えるような大規模災害が発生し、本機関も審査期間の3カ月を大幅に超えることが予見される場合があり、以降の申請案件の審査期限にも影響を与えることが懸念される。

■ そこで、上記のような不十分な申請や大規模災害の申請に対しては、協議をしたのち、後者と順番を入れ替えることとする。

<例えば下記の場合を想定>

1. 申請書類の不備により本機関の審査期間に大幅な影響が生じる場合
2. 被災事業者が申請期限（6か月間）までに申請を行う事が困難と想定されるような大規模災害が発生し、本機関も審査期間の3カ月を超える事が予見される場合

4. 事務手続きにおいて取り決めておくべき事項

■ 運用要領には、以下の内容を記載する。

1. はじめに

- (1) 本運用要領の目的について
- (2) 本運用要領に用いる用語の定義について

2. 積立基準額・拠出金に関する手続きについて

- (1) 積立基準額・拠出金の設定について
 - (ア) 設定の時期
 - (イ) 設定方法
 - (ウ) 決裁
 - (エ) 公表
- (2) 拠出金の支払いに関する手続きについて
 - (ア) 拠出金の配分・請求
 - (イ) 拠出金額（見込み）の通知
 - (ウ) 拠出金請求額の決裁
 - (エ) 請求書の発行
 - (オ) 拠出金の支払い

3. 申請・交付に関する手続きについて

- (1) 交付対象となる災害基準について
- (2) 申請について
 - (ア) 申請方法
 - (イ) 申請時提出書類
 - (ウ) 申請開始日と申請期限について
 - (エ) 追加申請

(3) 申請対象費用及び証票について

- (ア) 申請対象の定義
 - (イ) 具体的な対象費用及び証憑
- (4) 交付額の決定について
 - (ア) 審査方法
 - (イ) 交付決定の順番
 - (ウ) 交付決定
 - (エ) 災害基準外の事案
 - (オ) 費用の例外事案
 - (カ) 委員会への報告
- (5) 交付金の支払いについて
- (6) 交付に関する報告について
 - (ア) 年度報告書の作成及び提出
 - (イ) 事業者への連絡
 - (ウ) 交付年度に関する考え方

4. 相互扶助に関する規程類の公表について

■ 第一回運営委員会では、本制度に関する業務フローと積立基準額・拠出金及び申請・交付業務等、規程類に関する重要項目についてご審議頂いたが、本日の第二回運営委員会では、実務面に関する詳細なルールとして、災害基準に関する具体的なルールや、対象費用とすべき項目についてご審議頂いた。

■ 今回ご議論頂いた内容やご意見を踏まえ、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準、交付対象費用の具体的な項目及び災害等復旧費用の相互扶助の運用に関する手続、提出資料その他の業務を円滑に行うために必要となる事項を定めた運用要領を策定し、パブコメ、理事会での決議を経て、2021年4月以降実施させて頂きたい。